

反安保実の取り組みから（2008年12月～2009年1月）

■二月二日、対テロ戦争の海上給油延長に抗議声明

「海上給油作戦継続法」新テロ特措法の成立に抗議する

一月二二日、海上自衛隊のインド洋での多国籍軍への給油作戦を継続する新法案（新テロ特措法案）が、参院本会議での否決を経て、衆院での三分の二条項を使った再議決により可決・成立することになった。今年一月とまったく同じ暴挙である。私たちは、アフガニスタンでの多国籍軍による戦争・占領を支援する同法に強く抗議する。

麻生・自公政権は、航空自衛隊のイラクでの作戦を終了し、イラクからの空自部隊の撤退を開始した。しかし、アフガニスタンでの戦争協力に政府があくまで固執しているのは、米国の次期大統領になるオバマが、イラクからの戦闘部隊の早期撤退を「公約」として掲げつつ、「テロとの戦い」の「主戦場」をアフガニスタンに移し、アフガニスタンへの兵力増派や、パキスタンへの越境攻撃の継続も打ち出していることと一体のものである。日本政府はこの点でも、あくまで米国に追従して「対テロ」戦争での米国との一体化を通じた恒常的派兵国家の道を歩みつつげようとしている。

しかし、9・11を口実に世界で一番豊かな国（米国）による最貧国（アフガニスタン）に加えた侵略攻撃により、アフガンでの状況が、まったく出口のない泥沼に入り込み、「戦争による解決」が不可能な状況に入っていることは現地の英軍責任者自身が認めるところである。連日のように繰り広げられる米軍の空爆によるアフガニスタンの一般民衆の殺りくによって、民衆の反米・反占領意識は高まる一方であり、カルザイ政権

自身、「タリバンとの対話」による解決を追求している。今年八月のベシヤワール会・伊藤和也さんの拉致・殺害という悲劇は、NGOの復興・支援活動がもはやきわめて困難になっている現状を示すものだった。こうした事態をもたらした責任が米国が主導するNATO軍の「武装勢力掃討戦」にあることは明らかだ。

戦場はパキスタンに拡大し、さらにインド・ムンバイでのテロ事件に示されるように南アジア全域にまで広がっている。外国軍の撤退こそが「平和と復興」の前提条件なのだ。しかし、今回の「海上給油継続法案」の審議において、アフガン戦争をめぐるこのような本質的問題はほとんど論議できなかった。例えば、政府は今年六月、米国やNATOからアフガニスタン本土への自衛隊派遣を打診されて調査団を派遣し、空自のC130輸送機や陸自の大型ヘリをアフガニスタンに投入する可能性を検討した。しかしその具体的情報は「要員の安全に影響が及び、国際社会の信頼を損なう」という理由で提出されなかったのである。

もう一つ、今回の審議で注目すべきことは、参議院の第一党である民主党が「早期解散」をめぐる思惑から、事実上、早期の成立に協力する対応を取ったことである。事実、民主党の小沢代表はISAF（アフガニスタン治安支援部隊）への自衛隊の派遣を主張していたのであり、民主党は自衛隊の「国際協力活動」に関する基本法、すなわち「派兵恒久法」の早期制定にも積極的姿勢をとっている。法案の審議の中で、民主党の長島昭久衆院議員がソマリアの「海賊対策」に自衛隊を派遣する必要性を促し、それが引き金となって「ソマリア沖派兵」の特措法案が検討に入っていることは、両党間の連携プレーを如実に示すものだった。

私たちは、あらためてアフガニスタンへの一切の戦争協力に反対し、海上自衛隊のインド洋からの即時撤退を求めるとともに、ソマリア沖派

兵・海外派兵恒久法制定に向けた動きを阻止する運動を広く作りだしていくことを呼びかけるものである。

二〇〇八年一月二日

新しい反安保行動をつくる実行委員会

■【共同声明】ソマリア沖に海上自衛艦を出すな！

海賊問題に名を借りた海外派兵新法に反対する！

麻生内閣はアフリカ東海岸・ソマリア沖などでの海賊被害に対処するとして、とりあえず現行自衛隊法の「海上警備行動」（八二条）を拡大解釈して海上自衛艦を派遣しようとする一方、一般法としての新法「海賊処罰取締法」と称する、海賊対策に名を借りた憲法違反の「海外派兵恒久法」を今国会で成立させようとしている。

この背景にはイラク、アフガニスタン情勢の変化のもとで、「なにもともあれ自衛隊を派遣したい」との日本政府の強い願望がある。国連安保理では〇八年六月と一〇月に、日本政府が共同提案国になった「海賊対策決議」が行われ、一二月にはソマリア領土内で「あらゆる必要な措置をとる」ことを求める決議がだされた。海賊対策は第一義的に海上保安庁の責務である。にもかかわらず政府は、欧米諸国や中国などの艦艇派遣を引き合いに出して「派兵で肩を並べる」ことを目的に、自衛隊法八二条を適用して、海上自衛艦を領海内からはるかに遠いソマリア沖に派兵しようとしている。しかしそれは、「専守防衛」を前提にしてきた自衛隊法の立法趣旨を逸脱するものである。また、小型の火器しか持っていない漁民などの「海賊」に重武装した自衛艦による軍事行動を対置するのは、憲法第九条の精神に真っ向から反するものと言わなければならない。先般来日した隣国イエメンのアルマフディ沿岸警備隊長をはじめ、各方面から、海上自衛艦の派兵が海賊対策に役立たないとの指摘もされている。麻生内閣の立場は「まず派兵ありき」の極めて危険な動きである。そもそもソマリアの海賊問題は欧米各国の介入がきっかけで出たソマリ

アの内戦による無政府状態と漁民など住民の貧困、大国の海洋支配への反発が根本原因であり、この解決なくして「海賊問題」の解決はない。いまソマリアの近隣諸国は海賊対策で海上での警察力を強化しようとしている。憲法第九条をもつ日本の政府がまずすべき事は、アフガン戦争以来、極めて安易になった列強の軍事介入に負担することではなく、アフリカ諸国の和平努力に協力し、沿岸諸国の自主的な努力に協力し、この地域の貧困と破壊を食い止めるためのあらゆる可能な平和的援助の努力である。

麻生内閣の「まず派兵ありき」の「ソマリア海賊対策」に反対する。自衛隊法八二条を適用した海上警備活動派兵は行うべきでない。

海賊対策に名を借りた憲法違反の派兵法「海賊処罰取締法」に反対する。武力で平和はつぐれない。軍艦の派兵ではなく、平和的な民生支援を。

以下、団体・個人の連名（第1次締め切り二月一〇日）

【呼びかけ団体】

アジア連帯講座／新しい反安保行動をつくる実行委員会／アンポをつぶせ！ちようちんデモの会／「憲法」を愛する女性ネット／憲法を生かす会／市民運動ネットワーク長崎／市民自治を創る会（札幌）／戦争への道を許さない女たちの会さつぽろ／日本山妙法寺／V A W W ・ N E T ジャパン／ふえみん婦人民主クラブ／不戦へのネットワーク／平和憲法21世紀の会／平和を実現するキリスト者ネット／平和をつくり出す宗教者ネット／許すな！憲法改悪・市民連絡会／

【賛同連絡先】

F A X 0 3 1 3 2 2 1 1 2 5 5 8 / メール kenpou@annie.ne.jp